

2022年1月6日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行**【特殊詐欺被害未然防止への取り組み】
ATM 振込一部利用制限対象年齢の引下げについて**

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 川越 浩司）では、山形県警察等からの取組要請を踏まえ、近年増加している高齢者に対する振り込め詐欺や還付金詐欺等の被害を防止するため、一部のお客さまにつきましては、下記のとおり当行キャッシュカードまたは通帳による ATM でのお振込の一部利用制限対象年齢を改定させていただくことといたしました。

一部のお客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1.改定対象となるお客さま

過去2年間以上、当行キャッシュカードまたは通帳による ATM 振込のご利用の無い「65歳以上」のお客さま

対象年齢	改定前	改定後
	70歳以上	65歳以上

2.利用制限の内容

当行キャッシュカードまたは通帳による ATM でのお振込ができなくなります。

*キャッシュカード等による「お預入れ」や「お引き出し」は、従来どおりご利用いただけます。

（70歳以上の個人のお客さまは、ATM でのお支払限度額が1日あたり20万円となります。）

3.利用制限開始日

2022年2月1日(火)

4.その他

対象となるお客さまで、「キャッシュカードまたは通帳による ATM でのお振込」を希望される場合は、当行本支店の窓口へご相談ください。

以上

本件に関するお問合せ

きらやか銀行事務部事務課 担当：大沼、村田

お問合せ先 023-631-0001(代表)